

平成31年度

さいたま市奨学金貸付けのご案内



さいたま市では、学ぶ意欲を持ちながら家庭の経済的理由により修学費用にお困りの生徒・学生に、審査のうえ奨学金を無利子でお貸ししています。

対象となるのは、高等学校、高等専門学校、大学・短期大学又は専修学校に在学中又は入学が決定している生徒・学生です。

お問合せ、申請書提出先は

さいたま市教育委員会 学事課 教育費支援係

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所 3階

TEL 048-829-1647 (直通)

FAX 048-829-1989

【貸付申請ができる方】

次のそれぞれの要件を満たす方です（申請後に審査があります。）。

- ◎ 本人（＝生徒・学生）又は保護者が市内に居住しており、家庭の経済的な理由により学費の負担が困難な方。
- ◎ 高等学校、高等専門学校、大学・短期大学又は専修学校に在学中、又は入学が決定している方。
ただし、生活保護受給世帯の方で国公立高等学校に在学中、又は入学される場合には貸付け対象外となります。
- ◎ さいたま市入学準備金を入学時に借受けていない方。

- （注1） 高等学校・高等専門学校・大学・短期大学は、学校教育法第1条に規定された学校に限ります。
- （注2） 専修学校は、学校教育法第124条に規定された学校で、正規の修業期間が2年以上の高等課程又は専門課程に限ります。
- （注3） 大学院、各種学校、海外留学、外国人留学生は貸付け対象外です。
- （注4） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度のうち就学支度金及び修学資金との併用貸付けはできません。
- （注5） 本人、父母又は兄弟姉妹にさいたま市入学準備金・奨学金の滞納がある場合は貸付けできません。
- （注6） 入学先（在学中の方は在学）が、既に修了した課程より上級の課程である場合が優先されます。
- （注7） 入学先（在学中の方は在学）へ入学する時点で、満21歳以下の方が優先されます。

【貸付金額】

区 分	金 額
高等学校、高等専門学校 専修学校（高等課程）	月額15,000円
大 学、短期大学 専修学校（専門課程）	月額25,000円

※貸付期間は正規の修業期間となります。

【申請手続の期間】

平成31年3月11日（月）から4月5日（金）までに、

（土・日・祝日を除く8：30～17：00）

生徒・学生本人が、さいたま市役所3階の教育委員会学事課に、
申請書類を持参してください。

- ※ 郵送や代理人、保護者のみによる申請書の提出は受け付けられません。
- ※ 申請内容について確認する場合がありますので、できれば保護者も同伴してください。
- ※ 書類に不備がある場合は、受け付けられません。**日程に余裕をもって**申請してください。
- ※ 申請書受付の際、生徒・学生本人に申請書に押印していただきますので、生徒・学生本人の印鑑を必ず持参してください。また、訂正が必要な場合がありますので、保護者が申請書に押印した印鑑もあわせて持参してください。
- ※ 学事課以外（区役所や支所、市民の窓口等）では、受付していません。
- ※ 申請に必要なコピー等の費用はご自身で負担してください。

【申請時に提出する書類】

① 貸付申請書（市の所定の書式）

- ・ 別紙の申請書記入例・注意事項を参照し、「保護者」欄は保護者が、その他の欄は生徒・学生本人が、油性ボールペン等消せないもので記入してください。
- ・ 印鑑は本人、保護者で違うものをご使用ください（スタンプ印は不可）。
- ・ 書き損じた場合には、二重線を引いて、その上に本人が使用した印鑑を押してください。修正液・修正テープ等は使わないでください。

② 世帯の収入を証明する書類・・・ア～ウのいずれか

ア 平成30年分の所得税の確定申告書（控）のコピー

（第一表・第二表ともに提出してください。）

イ 平成30年分の源泉徴収票のコピー（給与所得・年金所得等）

ウ 平成31年度市民税・県民税申告書及び申告受付書のコピー

- ◎ 同居している方、生計を同じくする別居の方全員分を提出してください。ただし、世帯主等に税法上扶養されている方で、収入がない場合は、提出する必要はありません。

（注1） アルバイト・パート・年金収入の方、収入がなく税法上扶養されていない方も、上記のア～ウのいずれかの書類を提出してください。

（注2） 平成30年度市県民税所得証明書や平成30年度市県民税特別徴収税額の通知書等は、平成29年分の内容が記載されていますので該当しません。

③ 大学・短期大学・専修学校（専門課程）に在学中、又は入学される方のみ、授業料の年額が記載されているもの（入学案内等）のコピー

④ 世帯（本人を含む）の中で、平成31年4月1日時点、高校・高等専門学校・大学・短期大学・専修学校に在学中の方は学生証のコピー。入学が決定している方は合格通知書や選抜結果通知書のコピーなど入学が決定していることを確認できる書類を提出してください。

⑤ 世帯（本人を含む）の中で、さいたま市以外に住民登録されている方がいる場合は、世帯全員分の住民票<本籍(国籍)・続柄・個人番号の記載なし>を提出してください。

- ・ 発行から3か月以内のものに限ります。

【貸付けの決定】

貸付審査委員会で所得算定を主として貸付者を選考し、予算の範囲内で貸付けします。

審査結果は、貸付けの可否にかかわらず、5月中旬頃に郵送で通知します。申請を受け付けた際に、申請書類と引換に受領証をお渡ししますので、審査結果が到達するまで大切に保管してください。5月下旬を過ぎても審査結果が届かない場合は、学事課まで連絡してください。

【借受け手続】

貸付けが決定し借り受ける方は、次の書類を期限までに提出していただきます。

- ① 借用証（市の所定の様式）…連帯保証人の連署捺印が必要です。
- ② 誓約書（市の所定の様式）
- ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの）
- ④ 連帯保証人の市民税・県民税課税証明書（発行から3か月以内のもの）
- ⑤ 在学証明書1通（原本）
- ⑥ 振込依頼書（奨学金の振込先金融機関等を記載）

※ 貸付決定者には詳細な手引を送付いたしますので、そちらを参照し、書類をそろえてください。

連帯保証人の条件…次の全ての条件を満たす方です。

- ア. 成年で独立の生計を営み、平成31年4月末日時点で満65歳以下の方
- イ. 債務の弁済能力を有し、課税証明書の「（市・県）均等割、（市・県）所得割」の双方が課税されている方。均等割のみの課税は不可
- ウ. 借受人の父・母は不可。借受人又は保護者と同居の方は不可
- エ. 「さいたま市入学準備金・奨学金」の貸付けを受けていない方、または貸付けを受けて返還が終了した方

【貸付金の振込について】

初年度は、6月末日及び9月末日に6か月分の金額を振り込む予定です。

【継続借受け中の提出書類】

奨学金を継続して借受ける方は、毎年4月に在学証明書を提出していただきます。

【返還方法】

卒業（正規の修業期間を終了）した翌月の半年後から、貸付期間の2倍の期間内において毎月払い又は半年払いで口座振替（金融機関口座からの引き落とし）による返還が始まります。

次の例のようになります。

<例1> 高校3年間で54万円借りた場合

- ・ 毎月払いの方法…毎回 7,500円×72回（6年間）＝540,000円
- ・ 半年払いの方法…毎回 45,000円×12回（6年間）＝540,000円

<例2> 大学4年間で120万円借りた場合

- ・ 毎月払いの方法…毎回 12,500円×96回（8年間）＝1,200,000円
- ・ 半年払いの方法…毎回 75,000円×16回（8年間）＝1,200,000円

- ◎ 当該学校を卒業後、さらに上級校へ進学する場合は、申請により1年間（更新可）、返還の猶予をすることができます。